九条第一項に規定する保育所に限る。）又は子ども・子育て支援法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。(4)から(6)までにおいて「教育・保育給付認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童であって特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数並びに当該市町村において特定教育・保育施設等を利用している児童であって、整備法附則第四条の規定及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第二項の規定を適用しないものとした場合に特定教育・保育施設等を利用できないこととなるものの合計数が百人以上であること。

(1)・(2)　（略）

(3)　児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第六条の三第九項から第十二項まで又は第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものを利用している児童

(4)　（略）

(5)　育児休業中である教育・保育給付認定保護者（特定教育・保育施設等の利用が可能となった場合に就業する予定であると認められる者を除く。）の児童

(6)　子ども・子育て支援法施行規則（平成二十六年内閣府令第四十四号）第一条の五第六号に規定する求職活動を継続的に行っていることを事由として子ども・子育て支援法第二十条第一項及び第三項の認定を受けた教育・保育給付認定保護者であって、当該求職活動を継続的に行っていないと認められるものの児童

ロ　（略）

二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の基準を定める省令の規定は、令和二年四月一日から適用する。

規　則

○国家公安委員会規則第十号

デジタル庁設置法（令和三年法律第三十六号）の施行に伴い、古物営業法施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年八月三十一日

国家公安委員会委員長　棚橋　泰文

古物営業法施行規則の一部を改正する規則

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（確認の方法等）	（確認の方法等）
第十五条　［略］	**第十五条**　［同上］
［2　略］	［2　同上］
3　法第十五条第一項第四号の国家公安委員会規則で定める措置は、次のとおりとする。	3　［同上］
［一～十一　略］	［一～十一　同上］
十二　相手方から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下この号において「電子署名法」という。）第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該相手方に係る利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年法務省令第二号）第十二条第一項第一号に掲げる総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下この号において「電子署名法」という。）第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該相手方に係る利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年法務省令第二号）第十二条第一項第一号に掲げる総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下この号において「電子署名法」という。）第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該相手方に係る利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年法務省令第二号）第十二条第一項第一号に掲げる総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下この号において「電子署名法」という。）第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該相手方に係る利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年法務省令第二号）第	十二　相手方から、公的個人認証法第十七条第一項第五号に掲げる総務大臣の認定を受けた者であって、同条第四項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務（電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号。以下この号において「電子署名法」という。）第二条第三項に規定する特定認証業務をいう。）の用に供する電子証明書（当該相手方に係る利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年法務省令第二号）第
総　務　省　経済産業省	総　務　省　経済

九条第一項に規定する保育所に限る。）又は子ども・子育て支援法第四十三条第二項に規定する特定地域型保育事業（以下「特定教育・保育施設等」という。）の利用の申込みを行った同法第二十条第四項に規定する教育・保育給付認定保護者（同法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもの保護者に限る。(4)において「教育・保育給付認定保護者」という。）の当該申込みに係る児童であって特定教育・保育施設等を利用していないもの（次のいずれかに該当するものを除く。）の数が百人以上であること。

(1)・(2)　（略）

(3)　児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設のうち同法第三十九条第一項に規定する業務を目的とするものであって、事業実施補助を受けているものを利用している児童

(4)　（略）

（新設）